



届いていますか？ねんきん定期便

長期給付係
(082)513-4959

1年に1回誕生月に、公立学校共済組合本部から、「ねんきん定期便」を、共済に届出済の住所宛に送付しています。ただし、転居等で住所が変わった場合に、住所変更の申告を公立学校共済組合広島支部へ届けていないと、自宅へ送付することができません。このため、転居先不明で返戻されるケースが増えています。

「ねんきん定期便」とは、組合員期間を含むすべての年金加入期間及び年金見込額等を記載した大切な書面です。これらの情報をきちんと確認していただくためにも、住所が変更になった場合、速やかに「記載事項変更申告書」の提出をお願いします。



年金請求時の添付書類が省略！

長期給付係
(082)513-4959

マイナンバー制度の創設により、社会保障・税・災害対策の分野の行政事務では、マイナンバー（個人番号）を利用した情報連携が実施されています。

令和元年7月1日からは、年金関係の情報連携の本格運用を開始し、年金請求時における添付書類の省略が実施されることとなりました。

これにより、年金請求者の方は「住民票」や「課税証明書」等の提出を省略できます。

添付を省略できる書類の詳細は、請求書等をお送りする際に改めてご案内します。

個人番号を利用した情報連携については内閣府ホームページをご覧ください
<https://www.cao.go.jp/bangouseido/case/individual/renkei.html>



個人番号の収集方法を変更しました

短期給付係
(082)513-4957

当支部では新たに組合員及び被扶養者になる者の個人番号の収集方法を次のとおり変更しました。

対象者	現行	変更後
県費組合員	事業主から収集	事業主から収集（但し、何らかの理由により、事業主から収集が行えなかった者については、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から取得）
市町費組合員	「組合員個人番号報告書」の提出	地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から取得
被扶養者	「被扶養者個人番号報告書」の提出	

※ 何らかの理由により、上記の方法で収集が行えなかった者については、別途「組合員個人番号報告書」及び「被扶養者個人番号報告書」の提出を求める場合があります。